

第12回会議 執行猶予者保護観察制度のあり方について
取りまとめ

1 対象者選択等について

- 保護観察付執行猶予の判決を受けた者の中には、実刑に処することも考えられる事案だが、保護観察による指導監督・補導援護があれば、社会内での更生が期待できるとされた者と、もともと実刑に処することは到底考えにくい事案だが、定住や就労の支援等保護観察の社会福祉的な側面に期待するなどして保護観察付執行猶予に付された者の2通りが混在しており、そのことが、執行猶予者保護観察制度のあり方に困難な面を与えていると思われる。

当面の措置として、保護観察所が、上記2つのカテゴリーのどちらに当たるのかを見極め、対象者の問題性等に応じた適切な処遇を行うことができるようにするための方策を講じるべきである。

執行猶予者保護観察法が改正されて、特別遵守事項の設定が可能になり、裁判所が特別遵守事項についての意見を述べる制度になること、量刑判断の基礎となる情状に関する証拠が適切に公判に顕出される必要があることなども踏まえ、例えば、必要に応じて、被告人の生活環境等に関する資料が今まで以上に公判に提出されるようにするための方策を検討すべきである。

2 所在不明防止策について

保護観察付執行猶予の判決を受けた者が、一度も保護観察所に出頭することなく、あるいは、出頭しても、住居を設定するようにとの指示に従うことなく、判決確定前に所在不明になる例が少なくないことを踏まえ、例えば、保護観察所への出頭や住居設定の必要性等に関する指導や裁判所から保護観察所へのバトンタッチがこれまで以上に適切に行われるようにすることなどにより、保護観察所が、あらかじめ、対象者の問題性に応じた適切な処遇計画を立て、必要な処遇態勢を整えることができるようにする必要はある。

- 判決確定前に所在不明となった者については、保護観察を開始することすらできず、保護観察による改善更生の可能性がないことが明白であることから、迅速に執行猶予を取り消すよう関係機関の連携を強化すべきである。

3 執行猶予取消しについて

- 執行猶予者保護観察法が改正され、転居や長期の旅行が届出制から許可制に変更されるとともに、特別遵守事項の設定が可能になり、対象者がその事項を遵守せず、その情状が重いときは刑の執行猶予を取り消し得ることとされたことなどを踏まえ、保護観察所は、対象者ごとに適切な特別遵守事項が設定されるよう努めるとともに、保護観察官の意識改革や調査能力の向上等に努め、対象者が、特別遵守事項に違反し、あるいは、保護観察官や保護司との接触を怠り、あるいは、保護観察を離脱して所在不明になった場合など、保護観察による指導に従わず、保護観察による更生の可能性がないと認められる場合には、再犯に至らない段階で早期に、執行猶予取消しの申出を積極的に行うようにすべきである。裁判所及び検察庁においても、遵守事項違反に基づく執行猶予の取消しの必要性が十分に理解され、適切な制度運用が行われるよう、法務省は、関係機関の理解を求めための取組を行うべきである。

遵守事項違反に基づく執行猶予の裁量的取消しが適切に行われるようにするため、意味内容が広すぎて、分かりにくいとの指摘もある「善行を保持すること（執行猶予者保護観察法第5条第1号）」など、一般遵守事項についても検討を加えるべきである。さらに、今後、執行猶予者保護観察法の改正や上記運用改善による効果を見極め、なおも、遵守事項違反に基づく執行猶予の裁量的取消しが適切に行われない場合には、取消しの要件を改めることを含め、更なる改善策を検討すべきである。

4 その他

- 上記各施策を円滑に実施するため、法務省は、法曹三者の更生保護に関する理解を深めるとともに、法改正を踏まえた執行猶予者保護観察制度の新たな運用の確立に向けて、裁判所、検察庁、弁護士会及び保護観察所による連絡協議会を定期的を開催するなど、関係機関の相互理解を図るための取組を行うべきである。